

令和2年12月21日
農林水産部森林課

県では、これまで中学生の木工体験を中心に木育に取り組んできたが、市町村の森林環境譲与税を活用した普及啓発としての木育の取組が期待される中で、木育の基本的な考え方や進め方など認識の共有を図ることで、市町村や民間団体等が行う、子どもから大人までの幅広い年齢を対象とした木育を一層推進するため、新たに「千葉県木育推進方針」を策定する。

【木育とは】^{もくいく} 木材や木製品との触れ合いを通じて、木の良さや利用の意義を学ぶ教育活動

《想定する取組主体》

県、市町村、森林・林業・木材関係者、幼児教育関係者、学校教育関係者、里山活動団体、民間企業

1 方針の概要

- (1) 千葉県型木育の基本的な考え方
 - ① 県内の森林や里山への愛着を育む
 - ② 子どもから大人までの全ての県民を対象とする
 - ③ 多様な主体が連携して取り組む
- (2) 千葉県型木育の進め方
「触れる」→「学ぶ」→「行動する」
- (3) 方針の期間
令和2年度から令和6年度までの5年間
- (4) 各主体の具体的な取組
- (5) 県が行う木育活動の支援
 - ① 森と親しめるフィールドの提供
(教育の森制度、県民の森、法人の森制度)
 - ② 木育の指導者育成
 - ③ 県産木材のおもちゃの貸出制度の整備
 - ④ 主体間の情報共有の支援
(取組事例の情報発信、意見交換の場の整備)
 - ⑤ 県産木材利用に関する支援
(木製品導入の補助、木材利用実績の評価制度)

2 策定スケジュール

令和3年1月～2月 パブリックコメント実施 1/12(火)～2/12(金)
3月末 策定

千葉県木育推進方針

(案)

～ 暮らしに木を活かし^もり^り森林を守る ～

令和3年 月

千 葉 県

目次

1	背景	1
	(1) 千葉県の森林の現状	1
	(2) 木育の取組の必要性	2
	(3) 千葉県内で行われている木育活動事例	3
	(4) 現在の木育の課題	5
2	千葉県型木育の基本的な考え方	6
3	千葉県型木育の進め方	7
	(1) 触れる ～五感で楽しむ～	7
	(2) 学ぶ ～考えをめぐらす～	7
	(3) 行動する ～暮らしにつなげる～	8
4	方針の期間	8
5	各主体の具体的な取組	9
	(1) 県	9
	(2) 市町村	10
	(3) 森林・林業・木材加工関係者	11
	(4) 幼児教育関係者	12
	(5) 学校教育関係者	13
	(6) 里山活動団体	14
	(7) 民間企業	15
6	千葉県が行う木育活動の支援	17
7	将来に向けた千葉県型木育の展開	18
	用語の解説	19

※ 木育 (もくいく)

子どもから大人までを対象に、木材や木製品との触れ合いを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深めて、木材の良さや利用の意義を学んでもらう教育活動

千葉県木育推進方針

～ 暮らしに木を活かし^{もり}森林を守る ～

1 背景

(1) 千葉県の森林の現状

千葉県の県土のうち森林が占める割合（以下、森林率）は 30.2%であり、全国平均 66.3%の約半分と少なく、また、人口が集中している東葛飾地区では森林率はわずか 5.7%と、森林が身近なものとして感じられにくい環境にあります。

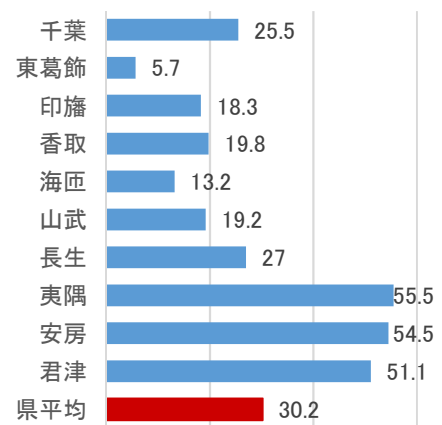
県内の森林は、農林水産業等の営みと自然が調和した「里山」として維持されてきたことから、県では平成 15 年に「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」を定め、里山を保全し、活用しようとする取組を支援しているところです。

一方で、山武地区では古くから林業地として、挿し木¹スギが多く育てられてきました。このスギはサンプスギと呼ばれ、江戸時代には江戸へ建材や建具として出荷されたほか、強い油分を活かし船材としても使われてきました。現在でも、地域資源として様々な活用の取組が行われています。

また、九十九里などの海岸部では、住宅や農地などを海からの強風や飛砂、高潮の被害から守るため、古くからクロマツを植栽し、海岸防災林として管理しています。

県内の森林のうち人工林の約 8 割が木材として利用できる時期を迎えています。生活様式や建築様式などの変化により日常生活で森林や木材を目にする機会が減る中で、森林への関心が薄れており、木材の利用が進んでいない状況にあります。

地区別の森林率(%)



資料: 令和元年度千葉県森林・林業統計書



成長がそろったサンプスギ林



整備された里山



海岸への植栽

(2) 木育の取組の必要性

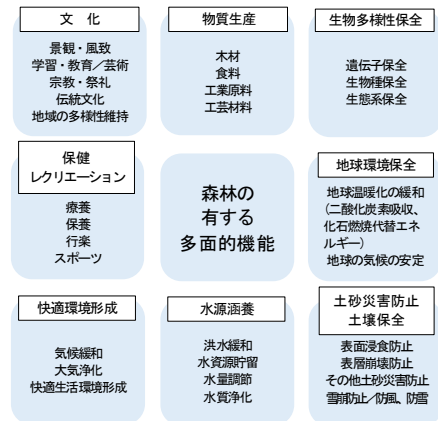
森林の樹木が大気中の二酸化炭素を吸収し、炭素を貯蔵することによる地球温暖化の緩和や、土壌にしみこんだ雨水を一時的に蓄え、徐々に河川に送り出すことによる洪水の緩和及び水質の浄化など、森林は県民生活に様々な恩恵をもたらしています。これらの機能は「森林の有する多面的機能」と呼ばれています。

近年、威力が非常に強い台風や集中豪雨の発生が増加しており、本県においても令和元年9月9日に上陸した台風第15号では、かつてない強風により多くの家屋が被害を受けたほか、県内各地で倒木被害や山地災害が多く発生しました。

このように災害が激化し、頻発する中、森林の有する多面的機能の発揮への期待が高まっていますが、この機能を発揮させるには、森林から生みだされる木材を使って、植えて、また育てるというサイクルを繰り返す森林資源の循環利用を進めることにより、森林を適切に整備し、維持していくことが重要です。

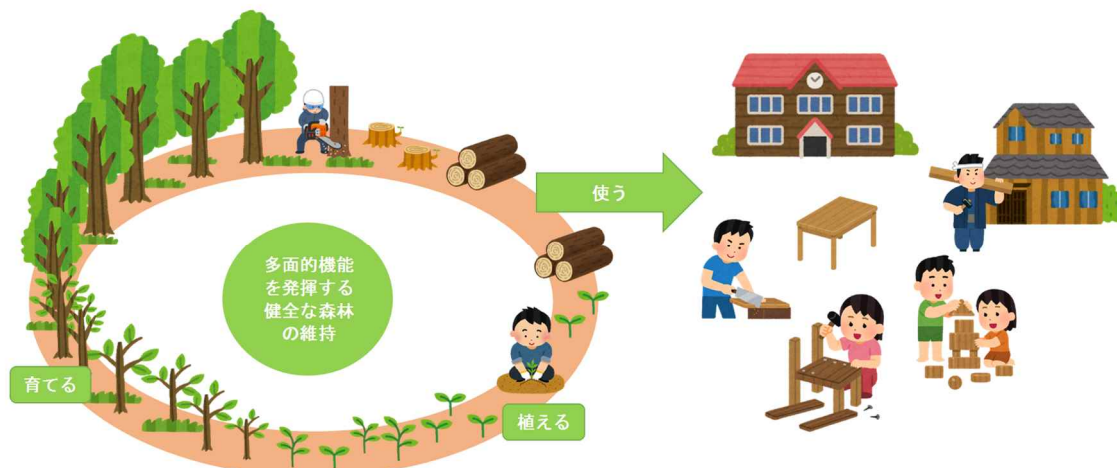
全ての県民が森林の有する多面的機能を認識するとともに、県内の森林や森林から生産される木材に愛着を持ち、森林資源の循環利用に自発的に取り組む機運を醸成するため、木育の取組を進めていく必要があります。

森林の有する多面的機能



資料：日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的機能の評価について」及び同関連附属資料(平成13年11月)

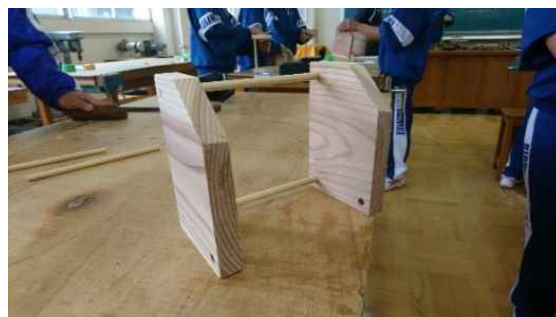
森林資源の循環利用のイメージ



(3) 千葉県内で行われている木育活動事例

ア 木工技術出前教室【県】

県では、香りや手触りなど木の良さを五感で感じてもらうとともに、材料としての木材の性質や木工技術を学ぶことで、木材への関心を促すため、中学校の技術科の授業に木工の専門家を派遣し、鉋がけなどの木工技術の披露や、県産木材を使った作品製作の指導を行っています。



イ ウッドスタート宣言【山武市】

山武市は、木の温もりやふれあいを通して心豊かな人生を送れるよう、木育を推進しており、平成29年に東京おもちゃ美術館（現在は日本グッド・トイ委員会）が展開するウッドスタート^{*}を宣言しました。

その取組として、幼児期から木の温もりに触れてもらうため、市内の1歳6カ月の幼児にサンブスギ製の積み木を配布しています。



^{*}「ウッドスタート」とは、東京おもちゃ美術館（現在は日本グッド・トイ委員会）が展開している「木育」の行動プランのこと。全国の自治体向けには、生まれた赤ちゃんに地産地消の木製おもちゃを誕生祝い品としてプレゼントする事業や子育て環境に地域材をふんだんに取り入れ、木質化・木育化する事業など、計6項目を設けている。県内では、山武市が誕生祝い品事業と木育キャラバンの開催を行い、宣言を行った。また、企業版では生活協同組合パルシステム千葉及び株式会社ひらいが宣言をしている。

ウ 県産木材を利用した木工ワークショップ²の開催【かずさ地区木材組合】

かずさ地区木材組合では、多くの方に木材の心地よさに触れてもらうため、地域で行われる産業まつりなどのイベントで、県産スギ間伐材³を利用した親子木工ワークショップを行っています。



エ 木育おもちゃカフェ ニッセ【子育て支援ステーション ニッセ】

木を使った癒やしの効果を主眼においた子育て支援拠点を開設し、おもちゃコンサルタントが国内外の良質な木のおもちゃを使って、子どもたちに豊かな遊びを提供しています。また、「森を元気にしよう」という気持ちが自然に育つよう、地域の里山での植林⁴など様々な体験活動を行っています。



(4) 現在の木育の課題

県内ではこれまでも多様な主体による木育が行われてきましたが、次のような課題があります。

ア 森林と木のつながりを学べる取組の不足

これまでは、木材に触れる五感を中心とした取組が多く行われてきましたが、森林を身近に感じにくい環境にある中で、木材を利用することが森林整備につながることを学び、理解を深められるような取組が必要です。

イ 大人を対象とした取組の不足

これまでは、幼児から中学生までを対象とした取組が多く行われてきましたが、既に木材として利用できる時期を迎えている人工林の木材利用を進めていくには、現在を担う大人に対してもアプローチしていく必要があります。

ウ 指導する人材の不足

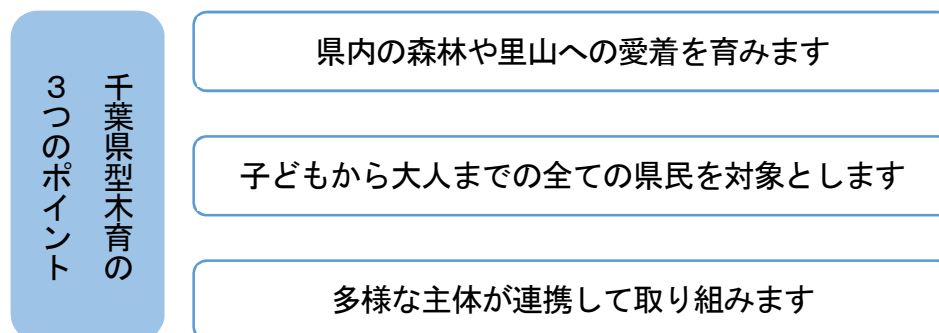
木育を行うには、森林や木材についての幅広い知識を持ち、かつ、わかりやすく説明する能力や、安全にイベントを運営する能力を持つ指導者が必要です。

県内には、このような指導者が少なく、木育の持続・発展を担う人材の確保が課題となっています。

2 千葉県型木育の基本的な考え方

木育とは、「子どもから大人までを対象に、木材や木製品との触れ合いを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深めて、木材の良さや利用の意義を学んでもらう教育活動」のことです。

木材や木製品との触れ合いを通じて千葉県内の森林や里山に一層の愛着を持ってもらうため、県内の多様な主体が連携して行う教育活動を「千葉県型木育」とします。



(1) 県内の森林や里山への愛着を育みます

森林の有する多面的機能を十分に発揮する健全な森林を次世代につないでいくためには、木材利用について学ぶだけではなく、木材を使って、また木を植えて、育てることで森林が適切に整備され機能が維持されるということを全ての県民が認識し、意識して木材を利用する機運を醸成します。

(2) 子どもから大人までの全ての県民を対象とします

将来を担う子どもだけでなく、現在を担う大人が県内の森林や里山に愛着を持つとともに、その多面的機能の重要性を認識し、積極的に森林資源の循環のための活動を行う意欲を持つことが重要です。

千葉県型木育では、子どもから大人までの全ての県民を対象とし、それぞれの経験の程度に合った活動を行います。

(3) 多様な主体が連携して取り組みます

県、市町村、森林・林業・木材関係者、幼児教育関係者、学校関係者など多様な主体がそれぞれの立場や得意分野を生かして連携することで、これまで少なかった大人への取組や、森林と木材とを結びつける新しいアプローチが生まれるなど、内容の発展・充実が期待されます。

3 千葉県型木育の進め方

千葉県型木育では、展開を「触れる」「学ぶ」「行動する」の3つの活動に分け、それぞれの狙いを明確にし、対象者の経験や理解度に応じた適切な活動に取り組むことで、森林や里山への愛着を着実に育みます。

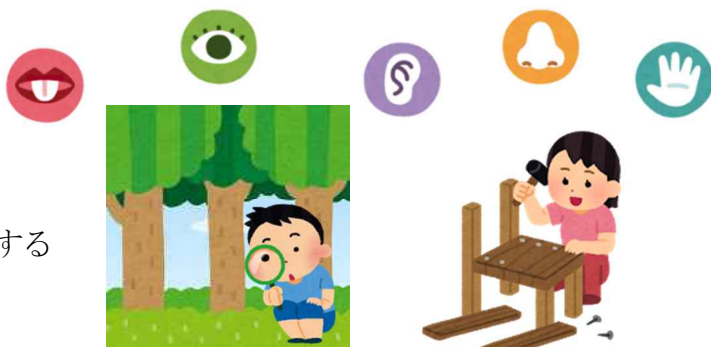
この3つの活動は、段階的に取り組むほか、五感を使って木材の良さに触れつつ、利活用方法を学ぶなど、2つの活動を同時に行うことや、行動したことをきっかけに振り返って学ぶなど順番を変えて行うことも考えられます。各個人の経験や理解度に応じた活動を続けていくことが重要です。

(1) 触れる ～五感で楽しむ～

県内の森林での野外活動や木材や木製品に触れるなど、五感を使って楽しみながら体験します。

具体例

- ・整備された里山で遊ぶ
- ・森林の恵みを味わう
- ・授業で木工工作を行う
- ・木工ワークショップに参加する
- ・森林整備を体験する



(2) 学ぶ ～考えをめぐらす～

森林の有する多面的機能、木材利用の意義、木材の利用方法などを学び、これまで体験したことを知識として習得します。

具体例

- ・森林の有する多面的機能を学ぶ
- ・木材利用の意義を学ぶ
- ・木材の性質や利用方法を学ぶ
- ・千葉県の林業や木材産業の歴史を学ぶ

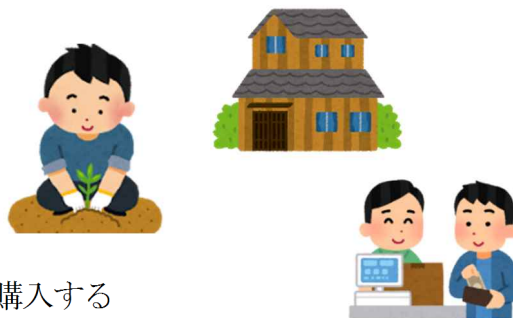


(3) 行動する ～暮らしにつなげる～

体験したこと、学んだことを活かして、里山整備など森林整備を行ったり、県産木材を利用した製品を利用したり、森林整備活動や県産木材の利用に取り組む企業や団体を支援するなど、森林資源の循環のための活動を行います。

具体例

- ・ 住宅などの建物に県産木材を使う
- ・ 県産木材で作られた木製品を使う
- ・ 緑の募金⁵に協力する
- ・ 身近な里山の整備に関わる
- ・ 県内の森林整備を支援する企業の製品を購入する



4 方針の期間

本方針は、令和2年度から令和6年度までの5年間を期間とします。なお、期間内においても、状況に応じて柔軟に見直しします。

5 各主体の具体的な取組

千葉県型木育を進めるに当たっては、対象や活動内容など各主体の得意分野を活かした取組を行うことが重要です。

各主体に期待される取組は、次のとおりです。

(1) 県

ア 中学生を対象とした木工体験

中学生の技術科の授業に木工の専門家を講師として派遣し、県産木材を使った作品製作を行う「木工技術出前教室」を開催するとともに、木材関係団体が行う中学校木工工作作品展の開催を支援しています。

イ 公共建築物や備品への県産木材の利用

「千葉県内の公共建築物等の木材利用促進方針」（平成23年3月策定）に基づき県有施設での木材利用に取り組むこととしており、特にエントランスホールや会議室など県民の目に触れる機会が多い部分について、重点的に内装等に利用することとしています。



千葉県農林総合研究センター新本館
エントランスホール

(2) 市町村

ア 木育イベントの実施

森林環境譲与税⁶を活用した普及啓発の取組として、木製おもちゃで遊んだり、森林内での野外活動を行うなどの木育イベントを開催することにより、住民に森林や木材に親しむ機会を提供します。

イ 公共建築物や備品への県産木材の利用

「公共建築物における木材の利用の促進に関する法律」に基づき市町村木材利用 促進方針を策定し、住民が利用する施設において木材利用に取り組むことで、住民に木の温もりに触れる機会を提供します。

取組例 サンプスギを用いたテーブルとベンチの設置【東金市】

道の駅「みのりの郷東金」にサンプスギを利用した木製テーブル・ベンチの設置を行い、道の駅を訪れた家族連れや、友人同士の憩いの場を提供するとともに、木のぬくもりなどの木材の良さを知ってもらう機会を提供しています。



ウ 県内市町村の連携

森林が少なく、住民の身近に森林がない県北西部の市町村では、森林が多い県南部の市町村と連携して森林での野外学習等の場を設けたり、森林が多い市町村で生産された木材を住民が利用する施設で活用したりすることで、住民に森林と木材のつながりを意識するきっかけ作りを行います。

(3) 森林・林業・木材加工関係者

ア 森林体験イベントの開催

森林見学ツアーや、植栽⁷、下草刈り⁸、間伐⁹などの森林整備を体験できるイベントを開催することで、参加者が森林の持つ心地よさを体感し、森林から木材が生み出される過程を学ぶ機会を提供します。

イ 木工イベントの実施

木工イベントを開催することで、参加者にもものづくりの楽しさや材料としての木材の良さを知る機会を提供します。

取組例 木工を通じた地域とのつながり

【趣味の会四街道サンデー木工倶楽部・市民活動団体四街道木工同好会】

趣味の会四街道サンデー木工倶楽部では、木工に興味がある人が集まり、技術の習得及び向上を目指し活動しています。経験と技術を持った指導員が、教育カリキュラムに沿って道具の使い方から丁寧に指導することで、着実に技術を習得することができます。

また、一部のメンバーは、習得した技術を活かして、市民活動団体四街道木工同好会の会員として地域の木製施設等の製作・修繕を行うほか、大人や子どもたちを対象とした木工教室を開催することで、木の温もりを感じ、木工の楽しさにより多くの人に触れる機会を提供しています。



ウ 木材加工工場の見学会の開催

工場見学会を開催することで、参加者に森林から生産された丸太から木材製品や木製品がどのように造られるのかを学ぶ機会を提供します。

(4) 幼児教育関係者

ア こども園など幼児教育施設での県産木材の利用

子どもが長時間過ごす施設を木造で建築したり、内装に県産木材を利用したりするほか、県産木材を使用した家具や遊具・おもちゃを導入することで、子どもの日常生活の一部として木材の心地よさに触れられる機会を提供します。

イ 森林内でのレクリエーションの実施

教育の森や県民の森など、安全に遊べるように整備された森林を活用し、子どもが実際に森林の中で遊び、その心地よさを体験できる機会を提供します。

また、親子を対象とした活動とすることで、親世代にも森林や木材の良さを伝える効果が期待されます。

取組例 親子での森づくり活動【子育て支援ステーションニッセ】

子育て支援ステーションニッセ（千葉市）では、親子での森づくり活動として、同市内にある「ニッセの森」をフィールドに、令和元年房総半島台風の倒木を活用したログテーブル作りや、乾燥していない木（グリーンウッド）を使用した木工工作など、親子が一緒に楽しく取り組み、森林や木材の良さを実感できる活動を行っています。



(5) 学校教育関係者

ア 森林体験や木工工作の実施

森林での野外活動や、木工工作など五感を通じた体験を通じて、森林や木材の良さを体感するとともに、森林から木材が生産される過程や、木材の材料としての特徴などを学ぶことで、森林や木材利用について考えるきっかけを作ります。

イ 森林が果たす役割についての学習

森林の有する多面的機能の働きや、森林から生みだされる木材を使って、植えて、また育てるというサイクルを繰り返す森林資源の循環利用の重要性などを学び、森林が果たす役割について理解を深めるきっかけを作ります。

ウ 学校教育施設での県産木材の利用

子どもが長時間過ごす施設を木造で建築したり、内装に県産木材を利用したりするほか、県産木材を利用した棚、机、いすなどの備品を導入することで、子どもの日常生活の一部として木材の心地よさに触れられる機会を提供します。

(6) 里山活動団体

里山整備に取り組むとともに、整備した里山を活用した自然観察や、木の葉や枝などの森のめぐみを活用したクラフトづくり等を通じ、地域の身近な里山に親しむ場を提供します。

取組例 「森のスポーツパチンコ大会」の開催 【一般社団法人もりびと・森のスポーツパチンコ協会】

一般社団法人もりびとは、長南町熊野などの里山を整備するとともに、森のスポーツパチンコ協会と連携し、里山をフィールドとする「森のパチンコスポーツ大会」を開催しています。

この大会では、里山をフィールドとするだけでなく、里山の整備の過程で生まれる間伐材の枝や地面に落ちているどんぐりをパチンコとして活用することで、参加者が森林で遊ぶことの楽しさや、森のめぐみの良さを実感できる機会を提供しています。



(7) 民間企業

ア オフィスや店舗内での県産木材製品の利用

オフィスや店舗の内装や家具に県産木材を利用することで、来訪者に木材に触れる機会を提供します。

取組例 駅構内への木製ベンチの導入【北総鉄道株式会社・新鎌ヶ谷駅】

北総鉄道株式会社では、新鎌ヶ谷駅に県産木材を活用した待合・交流スペース「STATION LOUNGE こもれび」を開設しました。

県産木材を使用することで、県内の森林の健全な育成を支援するとともに、多くの方々に「千葉県産の木の良さ」を感じてもらえる機会を創出し、地域への愛着を醸成することを目指しています。



イ 森林整備への参加

県の法人の森制度などを活用して、社会貢献活動としての森林整備に取り組みます。

ウ イベントでの木製おもちゃ等の活用

多くの来場者が見込まれるイベントや店舗のキッズスペースなどで、来場した親子が遊べるスペースに木製のおもちゃ等を導入することで、来場者が木に触れ合える機会を提供します。

取組例 木のおもちゃスペースの設置等による森林資源の循環利用の取組【生活協同組合パルシステム千葉と子育て支援団体の連携等】

生活協同組合パルシステム千葉では、森林資源の活用により暮らしを豊かにすることを目的に、平成29年4月にウッドスタート宣言を行いました。

ウッドスタート宣言に基づく取組の一環として、県内で木育による子育て支援

を行っている団体と連携し、パルシステム千葉主催の子育て系イベント会場内に木製のおもちゃで遊べるスペースを設置し、来場した親子が木に触れられる機会の提供を行っています。

また、オフィスの一部の木質化、県内の地域活動施設（パルひろば）への木製おもちゃの設置、出産のあった職員家庭への木のおもちゃのプレゼントなど、様々な方法で森林資源の循環利用に取り組んでいます。



6 千葉県が行う木育活動の支援

(1) 森林と親しめるフィールドの提供

ア 教育の森制度

森林の中で様々な活動を行うことで、森林・林業の役割への理解を深めてもらうことを目的に、森林・林業教育や野外活動などのフィールドとして適した森林を「教育の森」として認定しています。

イ 県民の森

県民が森林に親しみ、森林を知り、その恵みを受けることにより、県民の健康の増進及び青少年の健全な育成の推進を目指した施設で、県内6箇所開設しています。

ウ 法人の森制度

企業等の法人が行う社会貢献活動としての森林整備を促進するため、県が所有する森林での活動を積極的に受け入れしています。

(2) 木育の指導者育成

千葉県型木育を進めるためには、県内の森林や木材についての幅広い知識を持ち、かつ、わかりやすく教える能力や、安全にイベントを進める能力のある指導者を育成するため、指導者育成研修を実施します。

(3) 県産木材のおもちゃの貸出制度の整備

木製おもちゃで遊ぶことにより、五感を使って木材の心地よさを体感してもらうため、県産木材で遊具・おもちゃを作成し、市町村や企業・団体等が行う木育イベントで利用できるよう貸し出し制度を整備します。

(4) 主体間の情報共有の支援

各主体の連携を促進するため、取組事例などの情報発信や、意見交換の場を整備します。

(5) 県産木材利用に関する支援

県産木材を使用した木製品の導入に係る助成を行うほか、木材利用の取組が目に見えてわかるよう実績を評価する制度を創設します。

7 将来に向けた千葉県型木育の展開

森林の有する多面的機能を十分に発揮する健全な森林を次世代につないでいくためには、森林資源の循環に向けた活動を全ての県民が行っていくことが不可欠です。このためには、県民全体が県内の森林や里山に愛着を持てるよう、持続的に木育を通じて県内の森林や里山の価値を伝えていくことが重要です。

千葉県型木育では、多様な主体が自立し、各々が得意分野を活かして連携することで、次世代にかけがえのない森林を着実に継承していきます。

用語の解説

- 1 ^{さしき}**挿し木**

木から幹や枝などを切り取って、土などに挿して繁殖させる技術。挿した木は、親木の遺伝質をそのまま受け継いでいます。
- 2 **ワークショップ**

参加者の主体性を重視した体験型の研修や講座。体験が組み込まれていることや、話を聞くだけでなく参加者同士で話し合うことが多いのが特徴です。
- 3 ^{かんぼつざい}**間伐材**

森林内の樹木の密度に応じて、樹木の一部を伐採して間引き、残った樹木の成長を促進する「間伐」によって生産された丸太。
- 4 ^{しょくりん}**植林**

苗木の植栽、種子のまき付け、挿し木などの方法によって森林を造成すること。
- 5 ^{みどり ほきん}**緑の募金**

緑化に対する理解と認識を高めるため、毎年主に春と秋に実施されている募金活動。その収益金は水源林、学校林などの造成や公共的な植樹などに使われています。
- 6 ^{しんりんかんきょうじょうよぜい}**森林環境譲与税**

森林整備等に必要な財源を安定的に確保するために、国民一人一人が等しく負担を分かち合い、森林を支える仕組みとして創設された制度。平成 31 年 4 月 1 日から開始され、国から市町村や都道府県に譲与されて、森林整備や木材利用の促進などに使われます。
- 7 ^{しょくさい}**植栽**

苗木を植え付けること。
- 8 ^{したくさがり}**下草刈り**

植栽した苗木の生育を妨げる雑草や木を刈り払う作業。一般的に植栽木が育つまでの数年間、毎年、夏頃に実施します。
- 9 ^{かんぼつ}**間伐**

森林内の樹木の密度に応じて、樹木の一部を伐採して間引き、残った樹木の成長を促進する作業。一般的に、丸太の収穫までの間に、何回か間伐を行います。